

令和6年公認会計士試験受験案内

〈第Ⅱ回短答式試験用 / 短答式試験免除者等用〉

出願期間

インターネット出願	令和6年2月5日(月) 10:30頃～2月26日(月) 23:59 ※ 令和6年2月10日(土)、2月11日(日)及び2月23日(金)はシステムメンテナンスのため、出願できない時間帯がございますのでご注意ください。
書面出願(郵送受付)	令和6年2月5日(月)～2月16日(金) 消印有効

試験日程

区分	試験期日	着席時刻	試験時間	試験科目
第Ⅱ回短答式	令和6年5月26日(日)	9:10	9:30～10:30(60分)	企業法
		11:10	11:30～12:30(60分)	管理会計論
		13:40	14:00～15:00(60分)	監査論
		15:40	16:00～18:00(120分)	財務会計論
論文式	令和6年8月16日(金)	10:10	10:30～12:30(120分)	監査論
		14:10	14:30～16:30(120分)	租税法
	令和6年8月17日(土)	10:10	10:30～12:30(120分)	会計学
		14:10	14:30～17:30(180分)	会計学
	令和6年8月18日(日)	10:10	10:30～12:30(120分)	企業法
		14:10	14:30～16:30(120分)	選択科目

※ 天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等を変更する場合には、官報に公告するとともに、公認会計士・監査審査会ウェブサイトでご発表いたします。詳しくは次ページをご覧ください。

試験地

東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県又はこれらに隣接する府県

※ 試験場は各試験期日の約1か月前に官報に公告するとともに、公認会計士・監査審査会ウェブサイトでご発表いたします。ご自身の試験場を必ずご確認ください。

合格発表

第Ⅱ回短答式試験 令和6年6月21日(金) 予定
論文式試験 令和6年11月15日(金) 予定

目次	
I. 公認会計士試験について	II. 「公認会計士試験免除通知書」の取得方法
1 概要 …………… 1	1 概要 …………… 15
2 出願に関する留意事項 …………… 3	2 インターネットによる免除申請 …… 16
3 試験科目等の免除に関する留意事項 … 5	3 書面による免除申請 …………… 17
4 インターネット出願 …………… 7	4 免除資格要件・添付書類 …………… 18
5 書面出願 …………… 10	III. 公認会計士試験の実施について
6 各種証明書の発行手続 …………… 13	1 受験上の注意事項 …………… 23
	2 合格発表 …………… 28

■ **公認会計士試験に関する最新情報（緊急時のお知らせ・スケジュール等）**について

令和6年公認会計士試験に関して、**緊急の情報・連絡事項がある場合には、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの以下のページに掲載いたしますので、出願された方は必ずご確認ください。**原則として、公認会計士・監査審査会から出願された方に対して個別に連絡することはありませんので、ご注意ください。

公認会計士・監査審査会ウェブサイト 試験実施情報

<https://www.fsa.go.jp/cpaao/kouninkaikeishi-shiken/information.html>



このページの掲載内容を更新した場合には、X（旧 Twitter）及び RSS により、新着情報を配信しています。新着情報の受信方法については上記ページをご覧ください。

・ **公認会計士試験 Q & A**について

トップページ > 公認会計士試験 > 公認会計士試験 Q & A

<https://www.fsa.go.jp/cpaao/kouninkaikeishi-shiken/qanda/index.html>

・ **令和6年公認会計士試験**について

トップページ > 公認会計士試験 > 令和6年試験について

<https://www.fsa.go.jp/cpaao/kouninkaikeishi-shiken/2024shiken.html>

・ **インターネット出願サイトの操作方法、受験手数料の電子納付等**について

出願事項の入力や受験手数料納付等、出願サイトに関するご質問については、サポートデスクで受け付けています。連絡先は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトでご確認ください。

■ **公認会計士の資格取得に関する Q & A**について

金融庁ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/kouninkaikeishi/>

■ **公認会計士試験に関する一般的なご質問**について

ご不明な点については、以下にお問い合わせください。ただし、試験問題、解答及び得点に関する照会には応じられません。

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課 試験担当係

メールアドレス cpaexam@fsa.go.jp

〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館



I. 公認会計士試験について

1 概要

(1) 目的等

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする方が必要な学識及びその応用能力を有しているかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法により行います。短答式試験（マークシート式）は年2回、論文式試験は年1回実施します。

※ なお、論文式試験は、同年の短答式試験に合格した方や短答式試験の全部免除を受けている方が受験することができます。短答式試験の全部免除を受けている方には、令和4年又は令和5年試験の短答式試験合格者及び「公認会計士試験免除資格通知書」で短答式試験の全部免除を通知された方が含まれます。

(2) 受験資格等

受験資格の制限はありません。

ただし、令和6年第I回短答式試験の合格者は、令和6年第II回短答式試験の全部免除者として出願することはできません。

(3) 受験手数料

受験手数料は19,500円です。納付された受験手数料は、受験しなかった場合においても還付いたしません。

(4) 試験科目等

区分	試験科目	試験時間	問題数	配点
短答式試験	財務会計論	120分	40問以内	200点
	管理会計論	60分	20問以内	100点
	監査論	60分	20問以内	100点
	企業法	60分	20問以内	100点
論文式試験	会計学	300分	大問5問	300点
	監査論	120分	大問2問	100点
	企業法	120分	大問2問	100点
	租税法	120分	大問2問	100点
	選択科目（※）	120分	大問2問	100点

※ 選択科目：経営学、経済学、民法及び統計学の中から1科目を選択

各試験科目の出題範囲及び法令等の適用日については、P.14又は公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）ウェブサイトを確認してください。

論文式試験の会計学（午後）、監査論、企業法、租税法及び民法の各科目では、試験用法令基準等を配付して試験を行います。試験用法令基準等に掲載される法令等の一覧については、審査会ウェブサイトを確認してください。

(5) 合格基準

① 短答式試験

総点数の70%を目安として、審査会が相当と認めた得点比率とします。ただし、1科目につき、その満点の40%を満たさず、かつ原則として答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者との得点比率を満たさない方は、不合格となる場合があります。

② 論文式試験

52%の得点比率を目安として、審査会が相当と認めた得点比率とします。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないものがある方は、不合格となることがあります。

※ 短答式試験又は論文式試験において免除の適用を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の科目の合計得点の比率によって合否が判定されます。

(6) 論文式試験の一部科目免除資格取得基準

論文式試験における試験科目のうちの一部の科目について、同一の回の公認会計士試験における論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た方を一部科目免除資格取得者とします。

当該科目については、合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験において、免除の適用を受けることができます。

(7) 令和6年試験の主なスケジュール

試験実施日等についての詳細は審査会ウェブサイトを確認してください。

区 分		第I回短答式試験	第II回短答式試験
出 願 期 間	インターネット	令和5年8月25日(金) ～9月14日(木)	令和6年2月5日(月) ～2月26日(月)
	書 面 (郵送)	令和5年8月25日(金) ～9月8日(金)	令和6年2月5日(月) ～2月16日(金)
短答式試験実施日		令和5年12月10日(日)	令和6年5月26日(日)
短答式試験合格発表		令和6年1月19日(金)(予定)	令和6年6月21日(金)(予定)
論文式試験実施日		令和6年8月16日(金)～8月18日(日)	
論文式試験合格発表		令和6年11月15日(金)(予定)	

2 出願に関する留意事項



受験特別措置のお問い合わせ先
審査会総務試験課試験担当係
(受験特別措置受付)
tokubetsusochi@fsa.go.jp

(1) 障がい等のある方への受験上の配慮（受験特別措置）

身体の障がいや妊娠等により受験時に特別な措置を希望する場合は、審査の上、受験特別措置を決定します。受験特別措置の決定に当たっては、個々の症状・状態や試験運営等から総合的に判断します。

受験特別措置を希望する場合は、**出願前に審査会総務試験課試験担当係の受験特別措置受付（メールアドレス tokubetsusochi@fsa.go.jp）までお問い合わせの上、以下の提出期限までに必要書類を提出してください。必要書類等については、お問い合わせの際にご案内します。提出期限経過後の申請については、原則として受け付けませんが、不慮の事故等（交通事故、負傷、発病等）を理由とする場合のみ受け付けます。**

なお、受験特別措置の申請は、短答式試験、論文式試験の都度、必要になります。

【申請書提出期限】

短答式試験…出願期間最終日（令和6年2月26日（月））

論文式試験…第Ⅱ回短答式試験合格発表日から7日後（令和6年6月28日（金）（予定））

(2) 出願事項の変更

① 以下ア～ウについては、出願後の変更は認めません。

ア 試験地（受験局）

イ 論文式試験における選択科目

ウ 免除の適用を受ける科目

② 氏名、住所又は連絡先の変更（住所等変更届出書の提出）

出願後に氏名、住所又は連絡先の変更が生じた場合は、出願方法（インターネット／書面）にかかわらず、試験地を管轄する財務局理財課等（P.12（4）参照）宛てに速やかに住所等変更届出書を提出してください（様式は、審査会ウェブサイトからダウンロードできます。また、送付の際はP.43の宛名ラベルを活用してください）。

【住所等変更届出書の添付書類】

必須（共通）

運転免許証等の本人を確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）をA4用紙にコピーしたもの（出願と同時に住所等変更届出書を提出する場合は添付を省略可）

※ 本人確認書類をコピーする際、個人番号、国民健康保険の保険者番号及び被保険者等記号・番号が載らないようにしてください。

住所に変更があった場合

新住所が確認できるもの（本人確認書類で確認できる場合は不要）

※ **必ず郵便局に転居届を提出してください。**転居届が出されていない場合、合格通知書等の書類が届かないことがあります。

氏名に変更があった場合

運転免許証又は運転経歴証明書のコピー（備考欄に変更についての記載があるもの）、マイナンバーカード**表面**のコピー（追記欄に変更についての記載があるもの。裏面のコピーは添付しないでください。）、戸籍抄本（コピー可）等のいずれか。

(3) 出願後の留意事項

- ① 出願の取下げは認めません。
- ② 試験場は各試験期日の約1か月前に官報で公告するとともに、[審査会ウェブサイト](#)で公表します。
試験場を間違えるといかなる理由があろうと受験できませんので、必ず試験前に確認してください。
特に、同一試験地に複数の試験場がある場合は、十分に注意してください。
- ③ 受験票の保管
短答式試験合格後、同年の論文式試験では、短答式試験と同一の受験票を使用しますので、大切に保管してください。
受験票を紛失した場合は、出願方法（インターネット／書面）にかかわらず、出願した試験地を管轄する財務局理財課等（P.12（4）参照）に速やかに申し出てください。
- ④ 本人確認書類
出願後、必要と認められる場合は、本人確認書類の提出を求めることがあります。本人確認書類が提出されない場合又は提出された書類で本人確認ができない場合は、受験票のダウンロード（インターネット出願の場合）又は受験票の交付（書面出願の場合）ができません。

3 試験科目等の免除に関する留意事項

試験科目等の免除の適用を受ける場合、免除の種類により出願時期及び出願方法が異なりますので、ご注意ください。

なお、下記に掲げる「公認会計士試験免除通知書」等の書面がないと、試験科目等の免除の適用を受けることができません。

- ・公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書
- ・公認会計士試験免除通知書
- ・通知書（条件付免除通知書）
- ・公認会計士試験短答式試験合格通知書
- ・旧公認会計士試験第2次試験合格証書

このうち、「公認会計士試験免除通知書」は平成18年以降に交付されたものであれば、合格するまで有効となります（紛失された場合はP.13参照）。

なお、「公認会計士試験免除通知書」の取得方法につきましてはP.15～P.22をご覧ください。

(1) 免除の種類毎の出願時期と出願方法一覧

免除の種類	第Ⅰ回 短答式	第Ⅱ回 短答式	出願方法（※1）
短答式試験合格者 （令和4年又は令和5年試験のみ）	×	○	インターネット／書面
論文式試験一部科目免除資格取得者 （令和4年又は令和5年試験のみ）	○	○	インターネット／書面
「公認会計士試験免除通知書」を交付された方（※2）			
うち、 短答式試験の全部免除者	×	○	インターネット／書面
うち、 短答式試験及び論文式試験の 科目免除者	○	○	インターネット／書面 ※会計専門職大学院修了見込者は書面のみ
旧公認会計士試験第2次試験合格者	×	○	書面のみ

“×”は出願できません。

（※1）出願方法について

- ・インターネット出願では、「公認会計士試験免除通知書」等の右上に記載された通知書番号を入力。
- ・書面出願では、「公認会計士試験免除通知書」等のコピー等（P.11参照）を添付。

（※2）「公認会計士試験免除通知書」等の書面について

- ・当該書面は、**出願期間最終日までに発行されたものを有効**とします。

(2) 短答式試験の合格者（令和4年又は令和5年試験のみ）

「公認会計士試験短答式試験合格通知書」を交付された方は、免除申請書の提出は不要です。免除の適用を受けようとする場合は、出願時の手続に従ってください。

(3) 論文式試験の一部科目免除資格取得者（令和4年又は令和5年試験のみ）

「公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書」を交付された方は、免除申請書の提出は不要です。試験科目の免除の適用を受けようとする場合は、出願時の手続に従ってください。

全科目免除者の取扱い

論文式試験の一部科目免除資格等を得た方が、後から残りの科目の免除資格を得て、受験する科目がなくなった場合は、試験科目の全部について免除の適用を受けることが可能となります。

この場合に免除の適用を受けるためには、書面の受験願書を提出し、論文式試験一部科目免除資格通知書（2年間の有効期間あり）等のコピーを添付する必要があります。

出願後、審査会において、試験科目の全部について免除されることが添付書類により確認された場合には、出願者に対して「全科目免除証明書」を交付します。

なお、公認会計士登録の際には、日本公認会計士協会に対し、この「全科目免除証明書」を提出することになります。

(4) 平成 17 年以前に交付された免除通知書

旧公認会計士試験制度の下で平成 17 年以前に交付された免除通知書を持っている場合は、願書の提出に間に合うように、再度、免除申請書を提出し、「公認会計士試験免除通知書」を取得してください。

(5) 旧公認会計士試験第 2 次試験合格者

旧公認会計士試験第 2 次試験に合格した方は、短答式試験はみなし合格となり、論文式試験については、旧公認会計士試験第 2 次試験論文式試験の受験した科目について免除となりますので、免除申請書の提出は不要です。

みなし合格及び免除の適用を受けようとする場合は、出願時に旧公認会計士試験第 2 次試験の合格証書のコピーを添付する必要がありますので、ご注意ください。

なお、旧公認会計士試験第 2 次試験の論文式試験において免除を受けた科目がある場合は、当該科目について、再度免除申請書を提出し、「公認会計士試験免除通知書」を取得してください。

(6) 令和 4 年 9 月 30 日以前に司法試験合格を免除要件として交付された免除通知書

公認会計士法の改正（令和 4 年 10 月 1 日施行）により、免除資格要件の「司法試験に合格した方」は、「司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た方」となりました。

令和 4 年 9 月 30 日以前に司法試験合格を免除要件として交付された免除通知書については、合格するまで有効となります。

4 インターネット出願

(1) 出願サイト

公認会計士試験の出願は、インターネット出願サイト（以下「出願サイト」という。）において受け付けています。（詳しいスケジュールは、審査会ウェブサイトの「試験実施情報」ページをご覧ください。）

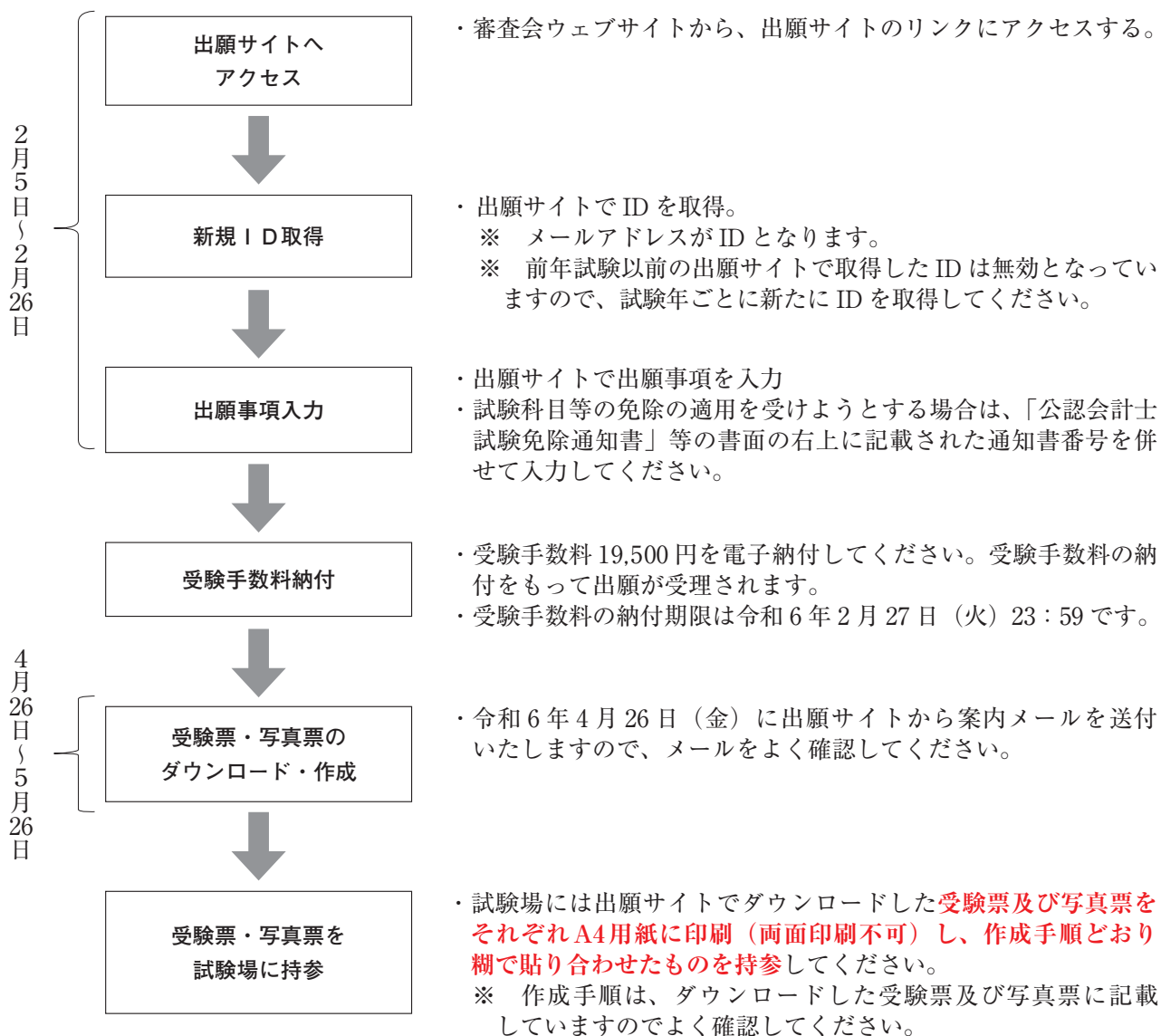
受付期間：令和6年2月5日（月）10：30頃～**2月26日（月）23：59（期限厳守）**

※ 令和6年2月10日（土）、2月11日（日）及び2月23日（金）はシステムメンテナンスのため、出願できない時間帯がございますのでご注意ください（詳しいスケジュールは、審査会ウェブサイトの「試験実施情報」ページをご覧ください。）

ただし、以下①～④に該当する方については、書面による出願に限ります。

- ① 会計専門職大学院修了見込者（令和6年3月をもって修士（専門職）の学位の取得が見込まれる方）として、免除の適用を受けようとする方
- ② 旧公認会計士試験第2次試験合格者として短答式試験みなし合格及び論文式試験科目免除の適用を受けようとする方
- ③ 論文式試験の全科目免除の適用を受けようとする方
- ④ 高等試験本試験合格者として免除の適用を受けようとする方

(2) 出願の流れ



(3) 出願事項の入力

- ① 出願サイトの必要事項の入力の際に使用できる漢字は、JIS 漢字コード第一水準及び第二水準のものとなります。氏名等にこれらの水準以外の漢字が含まれている場合は、置換え可能な文字で入力してください。

受験票や合格証書等の氏名等は出願サイトに入力された文字のとおりに記載されます。

- ② 試験科目等の免除の適用を受けようとする場合は、「公認会計士試験免除通知書」等の書面の右上に記載された通知書番号を出願サイトに入力してください。

(4) 電子納付

受験手数料 19,500 円の納付は電子納付（ペイジー（Pay-easy）による納付）に限ります。出願事項の入力後、納付番号等が発行されますので、当該納付番号等を用いて**令和 6 年 2 月 27 日（火）23：59（期限厳守）**までに電子納付してください。

期限までに電子納付が行われなかった場合、出願は不受理となります。ATM での納付後に出力される明細票は、受験票をダウンロードするまで保管してください。

なお、納付された受験手数料は、受験しなかった場合においても還付いたしません。

※ ペイジーによる納付は、銀行・郵便局等の金融機関の ATM 又はインターネットバンキングから行うことができます。ペイジーが使える金融機関やその他ペイジーについての詳細は、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のウェブサイト（<https://www.pay-easy.jp>）をご覧ください。

(5) 受験票・写真票

- ① 受験票・写真票のダウンロード

令和 6 年 4 月 26 日（金）に出願サイトから案内メールを送付いたします。案内メールに従い、受験票及び写真票をダウンロードしてください。

ダウンロード期限（令和 6 年 5 月 26 日（日）9：00）を過ぎるとダウンロードができなくなります。

短答式試験全部免除者で、論文式試験のみ受験する場合でも、上記期限までにダウンロードしていただく必要があります。

- ② 受験票の印刷・作成

ダウンロードした**受験票を A4 用紙に印刷し、作成手順どおり糊で貼り合わせてください。**

短答式試験合格後、同年の論文式試験では、短答式試験と同一の受験票を使用しますので、大切に保管してください。

- ③ 写真票の印刷・作成

ダウンロードした**写真票を A4 用紙に印刷し、作成手順どおり糊で貼り合わせてください。**

写真票には下記の規格に合った写真 1 枚を貼付してください。

写真のサイズ・規格

サイズ：縦 4.5cm × 横 3.5cm（**パスポート（旅券）申請用の写真と同一サイズ**）

規格：パスポート（旅券）申請用の写真と同一規格

ア 脱帽・正面向・顔の配置が所定の寸法を満たすもの（縁なし）

イ 出願から 6 か月以内に撮影されたもの

ウ 輪郭が露出しているもの

エ 目の周辺が所定の条件を満たすもの など

詳しくは外務省ウェブサイトのパスポート申請用写真の規格に関するページをご確認ください。

写真の裏面には氏名を記入の上、剥がれないように裏面全体を糊付けしてください。

規格に合わないものや、不鮮明なもの、コピー用紙に印刷したもの等、受験用写真として不適当なものは認めません。

なお、写真票は、短答式試験受験時に試験官が回収しますので、同年の論文式試験受験時は持参不要です。

※ 短答式試験全部免除者で、論文式試験のみ受験する場合は、論文式試験受験時に受験票及び写真票を必ず持参してください。

(6) 照会先

出願事項の入力や受験手数料納付等、出願サイトに関するご質問については、サポートデスクで受け付けています。サポートデスクの電話番号及び受付時間については、審査会ウェブサイトを確認してください。

注意（出願サイトの登録ID等）

※ 出願サイトで登録したID、パスワード、メールアドレスは大切に管理してください。

特に、メールアドレスを変更すると、出願サイトからのお知らせメールが届かなくなりますので、メールアドレス変更の際は出願サイトの注意事項をよく読んで手続を行ってください。

ID登録時に使用した氏名及び生年月日は、パスワードを忘れた場合にパスワードを再発行するための認証情報となりますので、誤りのないように登録してください。

5 書面出願

(1) 提出書類

以下①～⑥の書類等を全て提出（⑦及び⑧については該当する方のみ）してください。また、①～④のミシン目は切り離さないでください。

① 受験願書（含む受験整理表）

- ・ P.32～P.39の記載例を参照
- ・ 受験整理表（受験願書下段記載部分）については、コード番号表（受験願書裏面又はP.30～P.31）参照

② 受験願書（控）

- ・ 受験願書と相違のないように記入

③ 写真票

- ・ 受験願書と相違のないように記入
- ・ 写真の裏面に氏名を記入のうえ、剥がれないように裏面全体を糊付け

写真のサイズ・規格

サイズ：縦4.5cm×横3.5cm（パスポート（旅券）申請用の写真と同一サイズ）

規格：パスポート（旅券）申請用の写真と同一規格

ア 脱帽・正面向・顔の配置が所定の寸法を満たすもの（縁なし）

イ 願書提出日から6か月以内に撮影されたもの

ウ 輪郭が露出しているもの

エ 目の周辺が所定の条件を満たすもの など

詳しくは外務省ウェブサイトのパスポート申請用写真の規格に関するページをご確認ください。

上記の規格に合わないものや、不鮮明なもの、コピー用紙に印刷したもの等、受験用写真として不適当なものは認められません。

④ 受験票

- ・ 受験票の裏面にも住所等を記入

⑤ 受験手数料

19,500円分の収入印紙を、受験願書の所定の欄内に重ならないように貼付してください（消印不可）。

なお、納付された受験手数料は、受験しなかった場合においても還付いたしません。

- ・ 超過分の印紙代は還付いたしません。

⑥ 受験票返信用封筒

- ・ 郵便切手（84円分）を貼付し、宛先は記入しないこと。
- ・ 切手代が不足する場合、受験票を送付いたしかねますので、ご注意ください。
- ・ 超過分の切手代は返金しません。

⑦ 「公認会計士試験免除通知書」等の書面のコピー等（該当する方のみ）

P.11表の区分に従い、「公認会計士試験免除通知書」等の書面のコピー等を添付してください。

なお、受験願書に記載した氏名と添付書面の氏名が異なる場合は、必ず戸籍抄本（コピー可）も添付してください。

(注) は第Ⅱ回短答式試験のみ出願が可能

対象者	添付書類
ア 論文式試験の一部科目免除資格取得者 ※ P.5 (3) 参照	公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書のコピー (令和4年又は令和5年試験のみ)
イ その他の免除資格により免除通知を受けた方	公認会計士試験免除通知書のコピー ※ 短答式試験が全部免除の場合、第Ⅱ回短答式試験のみ出願可能
ウ 会計専門職大学院修了見込者 (令和6年3月修了見込) ※ P.20 (8) ③参照	通知書(条件付免除通知書)の原本
エ 短答式試験の合格者 ※ P.5 (2) 参照	公認会計士試験短答式試験合格通知書のコピー (令和4年試験又は令和5年試験のみ)
オ 旧公認会計士試験第2次試験の合格者 ※ P.6 (5) 参照	旧公認会計士試験第2次試験合格証書のコピー
<p>【免除の適用を受けずに受験する科目がある場合】 <ア・イ> 添付書類に記載された「免除の適用を受けられる科目」のうち、今回「受験する科目(免除の適用を受けない科目)」を必ず二重線で消してください。 <オ> 添付する旧公認会計士試験第2次試験合格証書のコピーの任意の箇所に「○○(科目名)については受験します」と朱書きしてください。 【平成17年以前に交付された免除通知書について】 旧公認会計士試験制度の下で平成17年以前に免除を受けている場合は、再度、免除申請書を提出し、免除通知書の交付を受ける必要があります。</p>	

⑧ 住所等変更届出書(該当する方のみ)

出願時において、受験願書等に記載した住所が変更となる予定がある場合に提出(受験番号欄は空欄)してください。なお、住所等変更届出書を提出する場合には、本人確認書類の添付が必要ですが、出願と同時に提出する場合に限り、本人確認書類の添付を省略することができます。住所等変更届出書は審査会ウェブサイトからダウンロードできます。

(2) 提出方法

受付期間：令和6年2月5日(月)～2月16日(金)(消印有効)

提出先：受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等(P.12(4)参照)

提出方法：受験願書提出用封筒により郵送(簡易書留)のみで受け付けます。

注意(受験願書の提出方法)

- ※ 「公認会計士試験免除通知書」等の書面のコピー等及び住所等変更届出書はA4サイズで提出する必要があります。A4サイズ以外の書類は、A4用紙に貼付して提出してください。
- ※ 受験願書提出用封筒に所定の事項を記入するとともに、宛先欄に受験局の宛名ラベル(P.41参照)を剥がれないように裏面全体を糊付けし、必ず受付期間内に**受験願書提出用封筒**を郵便局の窓口で簡易書留郵便にして郵送してください。
- ※ ①記載内容や提出書類に不備のある受験願書、②受付期間経過後の日付の消印で郵送された受験願書、③財務局理財課等に直接持参された受験願書は、受理しません。

(3) 受験票

受験票は、試験場公表日(4月下旬)以降に受験局から送付します。

また、会計専門職大学院修了見込者については、「修得・修了証明書」の提出を確認後、試験場公表日以降に、審査会から受験票を送付します。

(4) 照会先

受験願書の提出等に関する照会先は下表のとおりです。

試験地	窓口	所在地	電話番号
東京都	公認会計士試験 関東事務局	〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-5 平河町 K ビル 4 階	03-3265-8519
大阪府	近畿財務局理財第 1 課	〒 540-8550 大阪府中央区大手前 4-1-76	06-6949-6366
北海道	北海道財務局理財課	〒 060-8579 札幌市北区北 8 条西 2	011-709-2311
宮城県	東北財務局理財課	〒 980-8436 仙台市青葉区本町 3-3-1	022-263-1111
愛知県	東海財務局理財課	〒 460-8521 名古屋市中区三の丸 3-3-1	052-951-1790
石川県	北陸財務局理財課	〒 921-8508 金沢市新神田 4-3-10	076-292-7851
広島県	中国財務局理財課	〒 730-8520 広島市中区上八丁堀 6-30	082-221-9221
香川県	四国財務局理財課	〒 760-8550 高松市サンポート 3-33	087-811-7780
熊本県	九州財務局理財課	〒 860-8585 熊本市西区春日 2-10-1	096-353-6351
福岡県	福岡財務支局理財課	〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-411-5075
沖縄県	沖縄総合事務局 財務部理財課	〒 900-8530 那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-0092

(5) 注意事項

氏名等に旧字体等の異体字を使用されている場合、合格証書等の記載が常用漢字などの他の字体に置き換えられる可能性がございますのでご了承ください。

6 各種証明書の発行手続

(1) 証明書の発行

下表左側の書面を紛失した場合、これらの再発行は行っておらず、証明書を発行しております。証明書の発行を希望する方は、審査会に各種証明書発行申請書を提出してください。

紛失した書面	証明書発行申請書の種類
短答式試験合格通知書	証明書発行申請書
論文式試験一部科目免除資格通知書	
旧公認会計士試験第2次試験合格証書	
公認会計士試験免除通知書	免除証明書発行申請書

(2) 提出書類

① 証明書発行申請書又は免除証明書発行申請書

- ・ 申請書様式を審査会ウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入
- ・ 電話番号欄には、日中確実に連絡がとれる電話番号を記入

② 本人確認書類（運転免許証等）を A4 用紙にコピーしたもの

- ・ 申請書に記載した住所、氏名及び生年月日を確認できる書類を添付

③ 返信用封筒（長形 3 号、12cm×23cm 程度の大きさ）

- ・ 簡易書留又は特定記録郵便とし、必要金額分の郵便切手（簡易書留 434 円、特定記録 244 円）を貼り、「簡易書留」又は「特定記録」と明記すること

※ 切手代が不足する場合、証明書を送付いたしかねますので、ご留意ください。

※ 超過分の切手代は返金しません。

- ・ 返信先の郵便番号、住所及び氏名を明記すること（原則として、返信先は証明書発行申請書に記載した住所に限る）

④ 戸籍抄本（コピー可）※ 該当する方のみ

証明書発行申請書に記入した氏名と免除を受けた（又は合格した）時に交付された通知書（又は合格証書等）に記載された氏名が異なる場合、提出してください。

(3) 提出方法

提出期限：令和 6 年 2 月 2 日（金）（消印有効）

各種証明書発行申請書は通年受け付けていますが、令和 6 年第 II 回短答式試験に出願する場合には、上記の期限までに申請の手続を行ってください。

提出先：審査会（P.45 宛名ラベル参照）

提出方法：郵送のみで受け付けます（簡易書留又は特定記録郵便に限ります）。

参考 出題範囲及び法令等の適用日

(1) 試験科目の分野及び範囲

各試験科目の分野及び範囲は、以下のとおりです。

なお、「令和6年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」を審査会ウェブサイトに掲載しています。

< 短答式試験及び論文式試験共通の試験科目 >

① 会計学

・財務会計論

簿記、財務諸表論、その他企業等の外部の利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

・管理会計論

原価計算、その他企業等の内部の経営者の意思決定及び業績管理に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

② 監査論

金融商品取引法及び会社法に基づく監査制度及び監査諸基準その他の監査理論

③ 企業法

会社法、商法（海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く。）、金融商品取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る。）、その他監査を受けるべきこととされる組合その他の組織に関する法

< 論文式試験のみの試験科目 >

④ 租税法

法人税法、所得税法、租税法総論及び消費税法、相続税法その他の租税法各論

⑤ 経営学（選択科目）

経営管理及び財務管理の基礎的理論

⑥ 経済学（選択科目）

ミクロ経済学、マクロ経済学その他の経済理論

⑦ 民法（選択科目）

民法典第1編から第3編を主とし、第4編及び第5編並びに関連する特別法を含む。

⑧ 統計学（選択科目）

記述統計及び推測統計の理論並びに金融工学の基礎的理論

(2) 法令等の適用日

試験の解答に当たり適用すべき法令等は、審査会ウェブサイトに掲載している「令和6年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」で注釈がある場合を除き、次のとおりです。

なお、論文式試験に係る「令和6年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」は、令和6年1月頃に暫定版を、同年4月頃に確定版を公表いたします。

・ 第Ⅱ回短答式試験： 令和6年4月1日現在施行（適用）のもの

・ 論文式試験： 令和6年4月1日現在施行（適用）のもの

ただし、租税法については、令和6年1月1日現在施行（適用）のもの

Ⅱ . 「公認会計士試験免除通知書」の取得方法

1 概要

< 免除の種類と要件 >

審査会は、免除申請書及び添付書類の内容を審査した後、試験科目等の免除を認められる方に対しては「公認会計士試験免除通知書」を交付します。当該通知書がないと、試験科目等の免除の適用が受けられません。

なお、旧公認会計士試験制度の下で平成 17 年以前に免除を受けている場合は、再度の免除申請が必要になります（各資格要件の詳細は P.18 ～ P.22 参照）。

(注) は第Ⅱ回短答式試験にのみ出願が可能

資格要件	免除科目	
	短答式試験	論文式試験
商学教授・准教授／商学博士の学位を取得された方	全部	会計学、経営学
法学教授・准教授／法学博士の学位を取得された方	全部	企業法、民法
経済学教授・准教授／経済学博士の学位を取得された方	—	経済学
司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た方／司法試験合格者（令和 4 年 9 月 30 日以前に免除通知書を交付された方）	全部	企業法、民法
旧司法試験第 2 次試験合格者	全部	旧司法試験第 2 次試験において受験した科目（当該科目が商法又は会計学である場合は企業法又は会計学）
税理士となる資格を有する方	財務会計論	租税法
税理士試験の科目（簿記論及び財務諸表論）合格者	財務会計論	—
会計専門職大学院修了者（見込者） ※見込者については、P.20（8）③をご覧ください。	財務会計論、 管理会計論、 監査論	—
金融商品取引法等に規定する上場会社等で会計等に関する事務に 7 年以上従事した方	財務会計論	—
不動産鑑定士試験合格者及び旧不動産鑑定士試験第 2 次試験合格者	—	経済学又は民法
企業会計の基準の設定等の事務に従事した方で審査会の認定を受けた方	—	会計学
監査基準の設定等の事務に従事した方で審査会の認定を受けた方	—	監査論
旧公認会計士試験第 2 次試験合格者のうち旧公認会計士試験第 2 次試験の論文式試験において免除を受けた科目のある方	—	旧公認会計士試験第 2 次試験において免除を受けた科目（当該科目が商法である場合は企業法）
高等試験本試験合格者	全部	高等試験本試験において受験した科目（当該科目が商法である場合は企業法）

2 インターネットによる免除申請

(1) 出願サイトからの免除申請

審査の結果、免除が認められた方に対しては、免除通知書を交付します。免除通知書に有効期限はありませんので、公認会計士試験合格まで大切に保管してください（紛失された場合は P.13 参照）。

なお、審査結果を通知した後においては、審査のために提出された書類は返戻しません。

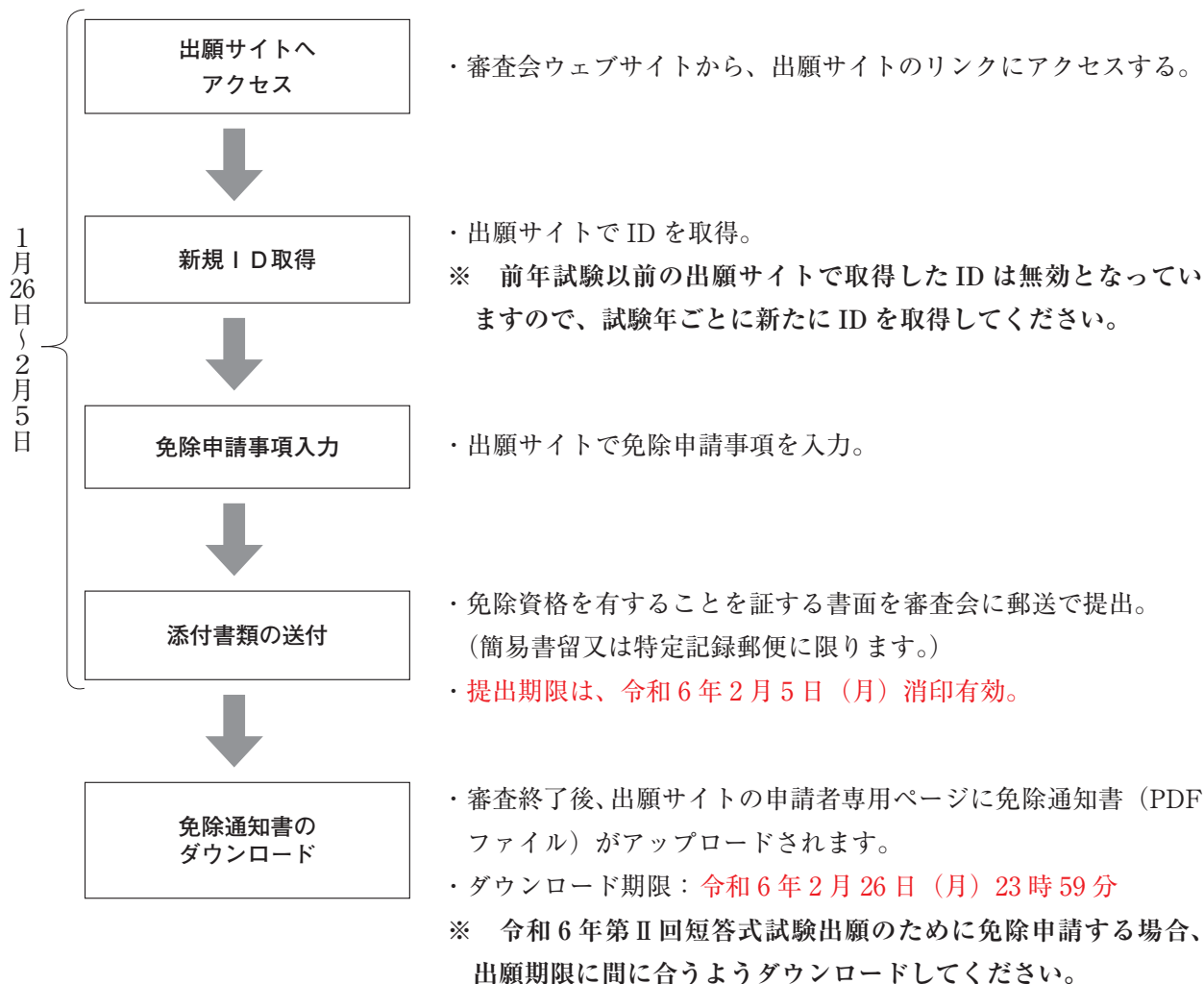
※ インターネットによる免除申請を受け付けていない免除要件があります（P.18～P.22 参照）ので、その場合は書面により免除申請をしてください。

※ 出願サイトの必要事項の入力の際に使用できる漢字は、JIS 漢字コード第一水準及び第二水準のものとなります。氏名等にこれらの水準以外の漢字が含まれている場合は、置換え可能な文字で入力してください。

免除通知書の氏名は出願サイトに入力された文字のとおりに記載されます。

受付期間：令和 6 年 1 月 26 日（金）10：30 頃～2 月 5 日（月）23：59（期限厳守）

(2) インターネットによる免除申請の流れ



注意（免除申請に係る提出書類等）

- ※ 提出書類に不足や不備がある場合には、免除通知書の交付が受験願書の提出期限に間に合わない場合があります。
- ※ 免除資格を有することを証する書面として、他の国家試験の合格証書等のコピーが添付された免除申請書に関しては、当該試験の実施機関に照会する場合があります。

3 書面による免除申請

審査の結果、免除が認められた方に対しては、免除通知書を交付します。免除通知書に有効期限はありませんので、公認会計士試験合格まで大切に保管してください（紛失された場合はP.13参照）。

なお、審査結果を通知した後においては、審査のために提出された書類は返戻しません。

※ 氏名に旧字体等の異体字を使用されている場合、免除通知書の記載が常用漢字などの他の字体に置き換えられる可能性がございますのでご了承ください。

(1) 提出書類

① 免除申請書

・ 申請書様式を審査会ウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入。

② 免除資格を有することを証する書面（P.18～P.22参照）

③ 返信用封筒（長形3号、12cm×23cm程度の大きさ）

・ 簡易書留又は特定記録郵便とし、必要金額分の郵便切手（簡易書留434円、特定記録244円）を貼り、「簡易書留」又は「特定記録」と明記すること。

※ 切手代が不足する場合、免除通知書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

※ 超過分の切手代は返金しません。

・ 返信先の郵便番号、住所及び氏名を明記すること（原則として、返信先は免除申請書に記載した住所に限る）。

(2) 上記書類の提出

受付期間：通年

※ 令和6年第Ⅱ回短答式試験出願のために免除申請を行う場合は、免除事由ごとの提出期限までに提出してください（P.18～P.22参照）。なお、免除可否の審査に相当の日数を要する場合があります。

提出先：審査会（P.45宛名ラベル参照）

提出方法：郵送のみで受け付けます（簡易書留又は特定記録郵便に限ります）。

注意（免除申請に係る提出書類等）

※ 提出書類に不足や不備がある場合には、免除通知書の交付が受験願書の提出期限に間に合わない場合があります。

※ 免除資格を有することを証する書面の発行機関に照会する場合があります。

4 免除資格要件・添付書類

(1) 商学教授・准教授／商学博士の学位を取得された方

① 対象者

大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を取得された方

② 免除資格を有することを証する書面

※ 下記のほか、必要に応じ、追加の書類提出をお願いする場合があります。

<教授又は准教授の場合>

- ・ 在職（在籍）証明書（3年以上の在職が明らかになるもの）
- ・ 講義概要（講義要領、シラバス、教材等のほか授業報告書など在职3年間の講義の内容が明らかになるもの）
- ・ 時間割表（在职3年間）
- ・ 学歴及び経歴書
- ・ 研究業績一覧

<博士号取得者の場合>

- ・ 学歴及び経歴書
- ・ 研究業績一覧
- ・ 博士課程在籍及び成績証明書
- ・ 博士学位論文（コピー可）
- ・ 博士学位授与証明書
- ・ 博士学位審査報告書

③ 申請方法及び提出期限

（書面のみ）令和6年1月26日（金）消印有効

※ 免除可否の審査に相当の日数を要する場合があります。

(2) 法学教授・准教授／法学博士の学位を取得された方

① 対象者

大学等において3年以上法学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は法学に属する科目に関する研究により博士の学位を取得された方

② 免除資格を有することを証する書面

上記（1）②と同じ

③ 申請方法及び提出期限

上記（1）③と同じ

(3) 経済学教授・准教授／経済学博士の学位を取得された方

① 対象者

大学等において3年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を取得された方

② 免除資格を有することを証する書面

上記（1）②と同じ

③ 申請方法及び提出期限

上記（1）③と同じ

(4) 司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た方

① 対象者

司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た方

② 免除資格を有することを証する書面

- ・ 司法試験合格証明書（法務省発行）（原本）
- ・ 法科大学院修了証明書（法科大学院発行）（原本）又は司法予備試験合格証明書（法務省発行）（原本）

※ 上記2種類の証明書が両方とも必要となります。

③ 申請方法及び提出期限

（インターネット）令和6年2月5日（月）23：59

（書 面）令和6年1月26日（金）消印有効

(5) 旧司法試験第2次試験合格者

① 対象者

旧司法試験第2次試験に合格した方

② 免除資格を有することを証する書面

合格証明書（法務省発行）（原本）

③ 申請方法及び提出期限

（インターネット）令和6年2月5日（月）23：59

（書 面）令和6年1月26日（金）消印有効

(6) 税理士となる資格を有する方

① 対象者

税理士登録を受けている方等

② 免除資格を有することを証する書面

＜税理士登録を受けている場合＞

- ・ 登録事項証明書（日本税理士会連合会発行）（原本）
- ・ 税理士試験の合格証書（国税審議会発行）（コピー）等

※ 上記2種類の証明書が両方とも必要となります。

＜税理士登録を受けていない場合＞

- ・ 税理士試験の合格証書（国税審議会発行）（コピー）等
- ・ 在職証明書（任意様式、2年間の実務経験があることを証するもの）
- ・ 源泉徴収票（在職証明書に係る期間分）（コピー）等

※ 詳細は審査会総務試験課試験担当係（メールアドレス cpaexam@fsa.go.jp）に照会してください。

③ 申請方法及び提出期限

＜税理士登録を受けている場合＞

（インターネット）令和6年2月5日（月）23：59

（書 面）令和6年1月26日（金）消印有効

＜税理士登録を受けていない場合＞

（インターネット）令和6年2月5日（月）23：59

（書 面）令和6年1月26日（金）消印有効

※ 免除可否の審査に相当の日数を要する場合があります。

(7) 税理士試験の科目合格者

① 対象者

税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準（満点の60パーセント）以上の成績を得た方（基準以上の成績を得たものとみなされる方を含む。）

※ 簿記論及び財務諸表論の2科目に合格した方又は1科目に合格かつ1科目免除の方が該当し、2科目とも免除された方は該当しません。

② 免除資格を有することを証する書面

税理士試験等結果通知書（国税審議会発行）（コピー）等、簿記論及び財務諸表論の2科目について基準以上の成績を得たことを証する書面

③ 申請方法及び提出期限

（インターネット）令和6年2月5日（月）23：59

（書 面）令和6年1月26日（金）消印有効

(8) 会計専門職大学院修了者

① 対象者

会計専門職大学院において、

(i) 簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究

(ii) 原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究

(iii) 監査論その他の監査に属する科目に関する研究

により、上記(i)に規定する科目を10単位以上、(ii)及び(iii)に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記(i)から(iii)に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士（専門職）の学位を取得された方

② 免除資格を有することを証する書面

「修得・修了証明書」（会計専門職大学院発行）（原本）

※ 履修科目に関して講義の内容等が分かる書類の提出を求める場合があります。

※ 成績証明書や修了証明書等は受け付けません。

③ 申請方法及び提出期限

（インターネット）令和6年2月5日（月）23：59

（書 面）令和6年1月26日（金）消印有効

会計専門職大学院修了見込者の場合

令和6年3月をもって修士（専門職）の学位の取得が見込まれる方は、2段階（修了前に「修得・修了見込証明書」、修了後に「修得・修了証明書」）の証明書提出により、免除申請することが可能です。

<ステップ1：免除申請書の提出>

下記ア、イ、ウをエ、オに従い審査会に提出してください。手続終了後、審査会から「**通知書（条件付免除通知書）**」が郵送により交付されます。

ア 免除申請書

イ 免除資格を有することを証する書面

「修得・修了見込証明書」（会計専門職大学院発行）（原本）

※ 成績証明書や修了見込証明書等は受け付けません。

ウ 返信用封筒（P.17（1）③参照）

エ 申請方法及び提出期限

（書面のみ）令和6年1月26日（金）消印有効

オ 提出方法

P.17（1）、（2）参照

<ステップ2：書面による受験願書の提出>

受験願書の記載例はP.34～P.35のとおりです。受験願書の「⑮その他の免除通知書番号」欄に上記の「通知書（条件付免除通知書）」の通知番号を記入し、当該通知書原本を添付してください。必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便にして、受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（P.12（4）参照）宛てに郵送してください。

<ステップ3:「修得・修了証明書」の提出>

修士（専門職）の学位を取得した後に、下記ア、イをウ、エに従い提出してください。手続終了後、令和6年4月下旬に審査会から免除通知書を送付します。また、同時期に受験票も別便にて審査会から送付します。

ア 免除資格を有することを証する書面

「修得・修了証明書」（会計専門職大学院発行）（原本）

※ 成績証明書や修了証明書等は受け付けません。

イ 返信用封筒（P.17（1）③参照）

ウ 申請方法及び提出期限

（書面のみ）令和6年4月10日（水）必着

※ 期限までに「修得・修了証明書」の提出がない場合には、令和6年第Ⅱ回短答式試験では、当該科目の免除の適用は受けられません。

エ 提出方法

任意の封筒にP.45の宛名ラベルを貼り、必ず郵便局の窓口で簡易書留又は特定記録郵便にして審査会宛てに郵送してください。

(9) 金融商品取引法等に規定する上場会社等で会計等に関する事務に7年以上従事した方

① 対象者

金融商品取引法に規定する上場会社等、会社法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して7年以上である方

② 免除資格を有することを証する書面

※ 下記のほか、必要に応じ、追加の書類提出をお願いする場合があります。

ア. 在職証明書など、在職期間にわたる担当部署が証明できる書類

イ. 業務分掌規程など、在職期間に担当した部署における業務の内容が証明できる書類（会社の証明があるもの）

ウ. 会社案内

エ. 事務又は業務に従事した期間分の監査報告書（コピー）など、事務又は業務に従事した期間において監査を受けていることが分かる書類

※ 「在職証明書」及び「業務分掌規程」によって在職期間にわたる担当部署や、在職期間に担当した部署における業務の内容が証明できない場合は、それを補足する資料が必要です。

※ 7年以上の業務従事期間に転職又は所属会社に組織変更があった場合はそれらを証明する資料が必要となります。

※ 国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して7年以上である方は、審査会総務試験課試験担当係（メールアドレス cpaexam@fsa.go.jp）に照会してください。

③ 申請方法及び提出期限

（書面のみ）令和6年1月26日（金）消印有効

※ 免除可否の審査に相当の日数を要する場合があります。

(10) 不動産鑑定士試験合格者及び旧不動産鑑定士試験第2次試験合格者

① 対象者

不動産鑑定士試験合格者

旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第2次試験合格者

② 免除資格を有することを証する書面

合格証明書（国土交通省発行）（原本）

③ 申請方法及び提出期限

（インターネット）令和6年2月5日（月）23:59

（書 面）令和6年1月26日（金）消印有効

(11) 企業会計の基準の設定等の事務に従事した方で審査会の認定を受けた方

① 対象者

企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した方で会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有していると審査会の認定を受けた方

② 免除資格を有することを証する書面

審査会総務試験課試験担当係（メールアドレス cpaexam@fsa.go.jp）に照会してください。

③ 申請方法及び提出期限

（書面のみ）令和6年1月26日（金）消印有効

(12) 監査基準の設定等の事務に従事した方で審査会の認定を受けた方

① 対象者

監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した方で監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有していると審査会の認定を受けた方

② 免除資格を有することを証する書面

審査会総務試験課試験担当係（メールアドレス cpaexam@fsa.go.jp）に照会してください。

③ 申請方法及び提出期限

（書面のみ）令和6年1月26日（金）消印有効

(13) 旧公認会計士試験第2次試験合格者のうち、免除を受けていた方

① 対象者

旧公認会計士試験第2次試験合格者のうち、旧公認会計士試験第2次試験の論文式試験において免除を受けた科目がある方

※ 旧公認会計士試験第2次試験論文式試験において免除を受けた科目がある場合は、当該科目について、再度免除申請を行う必要があります。

② 免除資格を有することを証する書面

- ・ 旧公認会計士試験第2次試験論文式試験の合格証書のコピー
- ・ 平成17年以前に交付を受けた「公認会計士第2次試験免除通知書」（原本）
又は「公認会計士第2次試験免除確認（認定）通知書」（原本）
- ・ 該当する免除資格要件の「免除資格を有することを証する書類」

③ 申請方法及び提出期限

（書面のみ）令和6年1月26日（金）消印有効

(14) 高等試験本試験合格者

① 対象者

高等試験本試験に合格した方

② 免除資格を有することを証する書面

高等試験（司法科）：合格証明書（法務省発行）（原本）

高等試験（行政科）：合格証明書（内閣府発行）（原本）

③ 申請方法及び提出期限

（書面のみ）令和6年1月26日（金）消印有効

Ⅲ. 公認会計士試験の実施について

1 受験上の注意事項

(1) 受験者心得

① 試験開始前

- ・天候等の影響により、交通機関が遅延するおそれがありますので、**試験当日は、時間に余裕をもって試験場に到着するようにしてください。**
- ・各科目の試験開始前に試験問題の配付、注意事項等の説明、インターネット出願者の写真票の回収を行いますので、**試験開始時刻 20 分前までに必ず着席してください。**
- ・試験場によっては、時計が設置されていない場合がありますので、時計を持参するようにしてください。
- ・試験中の耳栓の使用は認めますが、試験開始前の**注意事項等の説明時には、耳栓の使用は認めません。**また、耳栓の使用により注意事項等を聞き漏らした場合でも、再度の説明は行いません。
- ・換気や空調設備等により着席位置によっては寒暖の差が生じる可能性がありますので、**各自調節できるよう服装には十分注意してください。**
- ・感染症等への対策（受験に当たっての注意事項を含む）についてのお知らせを、審査会ウェブサイトの「試験実施情報」ページに掲載いたしますので、必ずご確認ください。

② 着席時刻以降

- ・着席時刻以降は試験官の指示に従ってください。試験官の指示に従わない場合は、**不正受験とみなすことがあります。**
- ・試験開始時刻以降の試験室への入室は一切認めません。短答式試験では、**企業法の試験開始時刻までに入室していない場合、以降の試験科目の受験は認めません。**
- ・試験中に地震等の自然災害や全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報が発せられた場合、試験を中断することがございます。試験を中断した場合は試験官の指示に従ってください。
- ・試験中に日常的な生活騒音等（注）が発生した場合でも救済措置は行いません。
（注）試験官の巡回による足音や監督業務上必要な打合せ等による話し声のほか、航空機、自動車、風雨、空調、周囲の受験者の咳、くしゃみ及び鼻をすする等の音、照明の点滅など
- ・**受験票を所持しない方の受験は認めません。**受験票は、着席時刻以降、試験官に見えるように机の上に置いてください。
- ・インターネット出願者については、最初に受験する科目の試験開始前に写真票を回収しますので、着席時刻以降、受験票と並べて試験官に見えるように机の上に置いてください。なお、**写真票を提出しない方の受験は認めません。**
- ・試験問題及び答案用紙は必ず机の上に置いてください。机の上に置かず椅子や机の下等に置いた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- ・論文式試験の答案用紙は、左上をホッチキス留めした状態で配付しますので、ホッチキス留めを外さずそのままの状態で作成してください。**答案用紙のホッチキス留めを外した場合、採点されないことがあります。**
- ・着席時刻以降は、P.25～P.26に掲げるもの以外は全てかばん等の中にしまい、衣服のポケット等にも入れないでください。また、かばん等は口を閉めて足下に置いてください。
- ・試験中に試験官が必要と認めた場合は、**携行品の確認をすることがあります。**試験官の指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。

- ・使用可能な電卓は、P.26～P.27の基準の全てを満たすものに限り、当該基準に適合しているかは試験官が試験場において判定し、適合しないと判定したものについては、使用を禁止します。なお、いかなる場合でも、電卓は貸与しません。
 - ・携帯電話、ウェアラブル端末等の通信機器の使用はできません。携帯電話、ウェアラブル端末等を時計として使用することも禁止します。
 - ・**携帯電話は必ず電源を切り、アラーム等の音が出る設定も必ず解除してください。**試験中に携帯電話等の着信音等が鳴った場合は、不正受験とみなすことがあります。携帯電話の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。
 - ・周囲に迷惑を掛けるなど、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。
- ③ 中途退室
- ・試験中の中途退室は原則できません。
 - ただし、試験時間が120分以上の科目は、試験開始60分経過後から試験終了10分前までの間、答案用紙を提出したうえで中途退室することができます。中途退室を希望する場合は、必ず挙手し、トイレ等による一時離席でないことを明示のうえ、試験官の指示に従ってください。
 - ・**中途退室する場合、試験問題及び法令基準等は、試験室から持ち出すことはできません。**これらが必要な場合は、試験終了後、速やかに各自の席に取りに来てください。
 - ・災害等により、試験開始時刻を変更する試験地が発生した場合には、中途退室を認めない場合があります。
- ④ 試験終了後
- ・試験終了の合図があった場合には、直ちに筆記用具を置くとともに、答案用紙を裏返して通路側に置いてください。試験終了後に答案用紙や筆記用具に触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていたり、机の通路側に回収されずに置いてある場合は、直ちに挙手し、試験官に申し出てください。たとえ白紙の答案用紙であっても試験官に申し出て回収してもらい、絶対に持ち帰らないでください。答案用紙が試験官に回収されない場合は、いかなる理由があっても答案は採点されません。
 - ・**試験終了後、試験場全体の答案用紙の確認が完了するまで、試験室からの退室はできません。**試験官が指示するまで絶対に席を立たないでください。
 - ・試験問題及び法令基準等は、試験終了後持ち帰ることを認めます。ただし、免除科目、欠席科目については、試験問題及び法令基準等の持ち帰りは認めません。
- ⑤ 不正受験
- ・不正受験については、次のような処分が行われることがあります。
 - ア 合格決定の取消し又は受験の禁止
 - イ 上記アの処分を受けた者に対する3年以内の受験の禁止

(2) 携行品

区分		注意事項
受験票		<ul style="list-style-type: none"> ・受験票を所持しない方の受験は認めません。受験票は、着席時刻以降、試験官に見えるように机の上に置いてください。 ・受験票は書面出願者及びインターネット出願者ともに試験場に持参してください。 ・短答式試験合格後、同年の論文式試験では、短答式試験と同一の受験票を持参してください。
写真票	短答式試験	<ul style="list-style-type: none"> ・写真票はインターネット出願者のみ持参してください。 ※ P.8 (5) 参照 ・インターネット出願者については、企業法の試験開始前に写真票を回収しますので、着席時刻以降、受験票と並べて試験官に見えるように机の上に置いてください。なお、写真票を提出しない方の受験は認めません。
	論文式試験	<ul style="list-style-type: none"> ・写真票は、短答式試験受験時に回収しますので、同年の論文式試験受験時は持参不要です。 ・短答式試験全部免除者のうちインターネット出願者は、論文式試験受験時に持参し、最初に受験する科目の試験開始前に机の上に置いてください。 ※ P.8 (5) 参照
筆記用具	短答式試験 鉛筆、シャープペンシル、 プラスチック製消しゴム	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛筆やシャープペンシルの芯は、黒の B 又は HB のものに限りません。これらのもの以外でマークした答案は採点されることがあります。 ・問題用紙に使用する場合にのみ、蛍光ペン、色鉛筆及び色付ボールペンの使用を認めます。 ・短答式試験においては、修正液や修正テープの持込み及び使用は認めません。 ・ペンケースの使用は認めません。
	論文式試験 ボールペン、万年筆 修正液、修正テープ	<ul style="list-style-type: none"> ・ボールペンや万年筆のインクは、黒に限りません。これらのもの以外で記入した答案は採点されることがあります。また、答案用紙に記入した文字（数字を含む。）の判読が困難な場合も採点されることがあります。 ・ボールペンはプラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限りません。 ・問題用紙に使用する場合にのみ、黒鉛筆、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、色鉛筆及び色付ボールペンの使用を認めます。 ・修正液又は修正テープは白に限りません。 ・ペンケースの使用は認めません。
その他	電卓又は算盤 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・電卓は P.26 ～ P.27 の基準を満たすものに限りません。
	時計（腕時計を含む。） 又は ストップウォッチ 1個	<ul style="list-style-type: none"> ・計時機能のみを有するものに限りとし、スマートウォッチ、ウェアラブル端末などの通信機能、撮影機能等を有するものの使用は禁止します。 ・アラーム等の音（音階、音声等）を発する機能の使用は禁止します。
	ホッチキス、定規	<ul style="list-style-type: none"> ・分度器、三角定規も使用可能です。

	耳栓	<ul style="list-style-type: none"> ・試験中の耳栓の使用は認めますが、試験開始前の注意事項等の説明時には、使用を認めません。また、耳栓の使用により注意事項等を聞き漏らした場合でも、再度の説明は行いません。 ・なお、他の受験者に無用な疑念を与える可能性や、不正行為の未然防止といった試験運営上の観点等から支障をきたすおそれがあるものとして、例えば以下①、②のタイプの耳栓は、たとえ通信機能がなく不正行為に利用できるものでない場合であってもその使用は認めていませんのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ① デジタル耳栓など、電子機器を内蔵しているもの ② ウェアラブル端末などのように外形上通信機能を有する機器と誤認するおそれがあるもの
	ふた付ペットボトル入り飲料 (700ml 以下のもの 1 本)	<ul style="list-style-type: none"> ・缶入り飲料は持込みできません。ペットボトル以外のボトルやペットボトルカバーの使用は認めません。 ・原則、試験中の飲食は禁止ですが、左記のものに限り、試験中机の上に置いて飲むことを認めます。1 本目を飲み終わった場合には、試験官の許可を得て、ペットボトルを交換し机の上に置いた上で飲むことを認めます。 ・試験中、700ml を超える容量のペットボトルや複数のペットボトルを机の上に置いている場合、撤去されることがあります。
	マスク、ハンカチ、タオル、 ポケットティッシュ、 ひざ掛け、冷却シート、メガネふき	<ul style="list-style-type: none"> ・試験官が試験実施上不正の疑い等があると判断した場合は使用を認めない場合があります。

(3) 電卓の使用基準

電卓は、以下①～⑥の基準の全てを満たすものに限ります。当該基準に適合しているかは試験官が試験場において判定し、適合しないと判定したものについては、使用を禁止します。なお、いかなる場合でも、電卓は貸与しません。

- ① 電源内蔵式で、音（音階、音声等）を発しないもの
- ② 数値を表示する部分がおおむね水平であり、表示部が周りの受験者に見えない程度のもの
- ③ 外形寸法がおおむね縦 20cm × 横 20cm × 高さ 5cm を超えないもの
- ④ ケースやカバーが付いていないもの（ケースやカバーは取り外すこと。）
- ⑤ 計算機能以外の機能を有しないもの
- ⑥ 以下ア～オに掲げる機能を有しないもの

ア プログラム入力・記憶機能

例えば次に示すようなキーのあるもので、プログラム入力・記憶機能を有しているものは、試験場での使用を不可とします。

RUN、EXE、PRO、PROG、COMP、ENTER、P1、P2、P3、P4、PF1、PF2、PF3、PF4

イ 関数電卓機能

例えば次に掲げる機能はいわゆる関数電卓機能に当たるものとし、これらの機能を有しているものは、試験場での使用を不可とします。

- ・ sin、cos、tan、log、べき乗、 Σ 、微積分、行列等の表示・計算機能
- ・ 金利計算機能

ウ 紙に記録する機能

エ 漢字・カナ・英字入力機能

オ 辞書機能

(注) 例えば、以下の機能については、上記ア～オの機能に該当しないため、使用できます。

- ・GT、C、AC、MC、MR、M+、M-、MU、MD、RV、 $\sqrt{\quad}$ 、%などのキー
- ・税計算機能（税込、税抜計算ができる機能）
- ・日数計算機能（期間計算や期日計算ができる機能）
- ・時間計算機能（時・分・秒の加減乗除ができる機能）
- ・換算機能（通貨、単位など任意の換算レートを設定して換算できる機能）
- ・カウンター付演算状態表示機能（入力件数の多い計算でも入力した数値の個数や演算状態の表示により計算過程の確認が一目でできる機能）
- ・アンサーチェック（検算）機能（1回前の計算結果と答えを自動的に照合できる機能）
- ・キーロールオーバー（早打ち）機能（先に押したキーから指を離す前に次のキーを押しても入力を受け付ける機能）
- ・計算続行機能（計算の中断で消えた画面を再表示する機能）
- ・オートレビュー機能（自動的に計算過程の確認と訂正ができる機能）

2 合格発表

(1) 発表予定日

[第Ⅱ回短答式試験]

- | | |
|-------------|--------------|
| ① インターネット | 令和6年6月21日(金) |
| ② 官報 | 令和6年6月26日(水) |
| ③ 郵送(合格通知書) | 令和6年7月上旬頃 |

[論文式試験]

- | | |
|------------------|---------------|
| ① インターネット | 令和6年11月15日(金) |
| ② 官報 | 令和6年11月20日(水) |
| ③ 郵送(合格証書・各種通知書) | 令和6年11月下旬頃 |

(2) 発表方法

審査会及び財務局等の庁舎における**掲示による合格発表は行いません**のでご注意ください。

短答式試験合格者	(インターネット) 審査会ウェブサイトに 受験番号 を掲載 (官報) 受験番号 を公告 (郵送) 合格者に 合格通知書 を郵送
論文式試験合格者	(インターネット) 審査会ウェブサイトに 受験番号 を掲載 (官報) 受験番号及び氏名 を公告 (郵送) 合格者に 合格証書 を郵送
論文式試験一部科目免除 資格取得者	(インターネット) 審査会ウェブサイトに 受験番号 を掲載 (郵送) 該当者に 論文式試験一部科目免除資格通知書 を郵送
論文式試験答案提出者	(郵送) 論文式試験成績通知書 を郵送

(注1) 合格発表方法の詳細については、審査会ウェブサイトで公表します。

(注2) 電話による合否及び受験番号の問合せには一切応じません。

(注3) **郵送物は受験願書に記載された住所(又は住所等変更届出書に記載した住所)に郵送します。なお、論文式試験合格者宛の合格証書については、簡易書留で郵送しますので、必ず受取りをお願いします。**

(注4) 受験票は、論文式試験の合格発表まで必要です。大切に保管してください。

コード番号表

①受験局区分

試験地	財務局等 (受験局)	
東京都	関東財務局	0 1
大阪府	近畿財務局	0 2
北海道	北海道財務局	0 3
宮城県	東北財務局	0 4
愛知県	東海財務局	0 5
石川県	北陸財務局	0 6
広島県	中国財務局	0 7
香川県	四国財務局	0 8
熊本県	九州財務局	0 9
福岡県	福岡財務支局	1 0
沖縄県	沖縄総合事務局	1 1

④職業区分

			例
会計士補	0	1	会計士補 (02に該当しても01とする)
監査法人・会計事務所勤務 (01・03を除く)	0	2	監査法人、個人会計事務所、税理士事務所に従事(会計士補・税理士を除く)
税理士	0	3	税理士 (02に該当しても03とする)
会社員	0	4	民間企業等に従事
公務員 (06を除く)	0	5	国家公務員、地方公務員 (教員を除く)
教員	0	6	学校教育法による学校の教員、教授 (05に該当しても06とする)
教育・学習支援 (06を除く)	0	7	専修学校、受験予備校の講師 (教員を除く)
学生	0	8	学校教育法による学校の生徒、学生等
専修学校・各種学校受講生	0	9	専修学校生、受験予備校生
無職	1	0	無職、パート等の者
その他	1	1	個人会計事務所を除く自営業

*非常勤職員、嘱託職員、派遣社員、契約社員等は、10(無職)以外の勤務する職業区分を記入すること。

(注)「申込日」現在の職業を記入してください。

②生年月日区分 (年号)

1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成

⑤学歴区分

大学院修了(02を除く)(見込者含む)	0	1
会計専門職大学院修了(見込者含む)	0	2
大学院在学中(04を除く)	0	3
会計専門職大学院在学中	0	4
大学(短大含む)卒業(見込者含む)	0	5
大学(短大含む)在学中	0	6
高校卒業(見込者・大学中退者を含む)	0	7
その他	0	8

*「修了」又は「卒業」には、
令和6年3月に「修了」又は「卒業」する見込の者を含む。

③性別区分

1	男性
2	女性

⑥論文式選択科目区分

例：経済学を選択の場合

経営学	経済学	民法	統計学
	1		

*選択する科目に「1」を記入すること。
選択科目の免除の適用を受ける場合であっても記入すること。
(注)旧第2次試験合格者は当該試験で受験した科目が2科目ある場合でも、必ずそのうちの1科目を選択して「1」を記入してください。

⑦免除の適用を受ける科目(短答式)の区分

例1：財務会計論の免除の適用を受ける場合

財務 会計論	管理 会計論	監査論	企業法
1			

例2：旧第2次試験合格者の場合

財務 会計論	管理 会計論	監査論	企業法
1	1	1	1

*旧第2次試験合格者及び短答式試験免除者については、すべての科目に「1」を記入すること。

⑨免除の適用を受ける科目(論文式)の区分

例：経済学の免除の適用を受ける場合

会計学	監査論	企業法	租税法	選択科目			
				経営学	経済学	民法	統計学
					1		

*選択科目の免除の適用を受ける場合には、
⑥で選択した科目に「1」を記入すること。

⑧短答式試験 免除要件

(⑦の区分に「1」を記入した場合のみ対象)

0	1	大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を取得された方
0	2	大学等において3年以上法律学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を取得された方
0	3	高等試験本試験に合格した方
0	4	司法修習生となる資格(高等試験司法科試験の合格を除く。)を得た方又は旧司法試験の第2次試験に合格した方
0	5	令和4年試験以降の公認会計士試験短答式試験に合格した方
0	6	旧公認会計士法の規定による公認会計士試験第2次試験に合格した方
0	7	税理士となる資格を有する方、又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準(満点の60パーセント)以上の成績を得た方(※基準以上の成績を得たものとみなされる方を含む。)
0	8	会計専門職大学院において、 (i)簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究 (ii)原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究 (iii)監査論その他の監査に属する科目に関する研究 により、上記(i)に規定する科目を10単位以上、(ii)及び(iii)に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記(i)から(iii)の各号に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士(専門職)の学位を取得された方
0	9	金融商品取引法に規定する上場会社等、会社法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して7年以上である方

⑪旧第2次試験合格証書番号

(旧第2次試験合格者が対象)

0	*	*	*	*	*
---	---	---	---	---	---

*右詰めで記入すること。
空欄が生じる場合は「0」を記入すること。
(注)旧第2次試験合格者は必ず記入してください。

⑫短答式試験合格通知書番号

(⑧が「05」に該当する方が対象)

*通知書の右上に記載されている7ケタの番号を記入すること。

⑬⑭論文式試験一部科目
免除資格通知書番号

(⑩が「12」に該当する方が対象)

*通知書の右上に記載されている6ケタの番号を記入すること。

⑮その他の免除通知書番号

0	*	*	*	*	*
---	---	---	---	---	---

*通知書の右上に記載されている番号を右詰めで記入すること。
空欄が生じる場合は「0」を記入すること。

(注)令和4年9月30日以前に司法試験合格を免除要件として交付された免除通知書をお持ちの方は、「04」を記入してください。

⑩論文式試験 免除要件

(⑨の区分に「1」を記入した場合のみ対象)

0	1	大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を取得された方
0	2	大学等において3年以上法律学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を取得された方
0	3	高等試験本試験に合格した方
0	4	司法修習生となる資格(高等試験司法科試験の合格を除く。)を得た方
0	5	旧司法試験の第2次試験に合格した方
0	6	大学等において3年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった方又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を取得された方
0	7	不動産鑑定士試験の合格者又は旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第2次試験の合格者
0	8	税理士となる資格を有する方
0	9	企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した方で会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会の認定を受けた方
1	0	監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した方で監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会の認定を受けた方
1	1	旧公認会計士法の規定による公認会計士試験第2次試験に合格した方
1	2	令和4年試験以降の公認会計士試験論文式試験の一部科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た方

(注)令和4年9月30日以前に司法試験合格を免除要件として交付された免除通知書をお持ちの方は、「04」を記入してください。

記載例1 (一般向け)

- 記入にあたっては、黒のボールペンまたは黒の万年筆で楷書に
- 記載内容を訂正する場合は、訂正する部分を二重線で抹消し、

受験する試験地を管轄する財務局等(受験局)名を記入。
試験地を記入しないこと。

試験地 財務局等名(受験局)
東京都 「関東」 財務局
大阪府 「近畿」 財務局
北海道 「北海道」 財務局
宮城県 「東北」 財務局
愛知県 「東海」 財務局
石川県 「北陸」 財務局
広島県 「中国」 財務局
香川県 「四国」 財務局
熊本県 「九州」 財務局
福岡県 「福岡」 財務支局
沖縄県 「沖縄」 総合事務局

- 「氏名」及び「生年月日」は、正確に(外国籍の方は在留カードどおり)誰でも分かるような字で丁寧に記入。
- 受験願書に記載した氏名と添付書類(免除通知書のコピー等)の氏名が異なる場合は、戸籍抄本(写しでも可)を添付。

受験整理表は、受験願書の裏面または受験案内(P.30～P.31)に記載されている「コード番号表」を見ながら記載。

事務局使用欄のため記入しないでください。

「申込日」現在の年齢を記入。

令和6年 公認会計士試験受験願書 (第Ⅱ回短答式試験用 / 短答式試験免除者等用)

①受験局 関東 財務局 財務支局 総合事務局 [受験する財務局等名を記載すること。]		公認会計士・監査審査会会長 殿 令和6年 公認会計士試験(第Ⅱ回)	
ふりがな 氏名 かい けい じ ろ う 会計 二郎 (大きな字で丁寧に記入すること)	生年月日 明 治 9年 3月 26日 大 正 昭 和 平 成 (年齢 26才)	〒 000-0000 東京都 TEL 00-00-0000 MAIL xx-xx-xxxx (上記の住所欄の電話番号) 緊急連絡先 (勤務先・帰宅先)	性別 男・女
ふりがな 旧 姓 (改姓年月 年 月)	性別 男・女	[旧姓欄は、受験願書に記載した氏名と添付書類の氏名が異なる場合のみ記入すること。]	

短答式試験の試験科目の免除の適用について ※免除の適用を受けようとする場合は、いずれかを必ずチェックしてください。 チェックがなければ、免除の適用を受けることができません。	論文式試験の試験科目の免除の適用について ※免除の適用を受けようとする場合は、チェックがなければ、免除の適用を受けることができません。
<input type="checkbox"/> 短答式試験の一部科目について免除の適用を受けます。 <input type="checkbox"/> 短答式試験の全部免除の適用を受けます。 [免除項目等の必要事項を受験整理表に必ず記入すること]	<input type="checkbox"/> 論文式試験の一部科目に [免除項目等の必要事項を受験整理表に必ず記入すること]

(注1) 本願書は、令和6年第Ⅱ回短答式試験に出願するためのものです。
(注2) 受験願書等に記載等された個人情報、公認会計士試験の実施及び統計目的以外に使用しませんが、合格者の個人情報団体等へ提供するほか、当局による意識調査のためのアンケートに使用することがあります。

受験整理表 (受験案内 P.32～P.39 の記載例を参照して記入すること。)

年	受験局	受験番号	氏名(カタカナ)
06	2		カイケイシロウ

[記入しないこと。] [カタカナにより左詰めで書くこと。また、姓と名の間は1字あけ、濁点、半濁点は1字とす]

短答式試験 免除科目				論文式試験 免除科目									
⑦ 免除の適用を受ける科目	財務会計論	管理会計論	監査論	企業法	⑨ 免除の適用を受ける科目	会計学	監査論	企業法	租税法	選択科目			
⑧ 免除要件					⑩ 免除要件					経営学	経済学	民法	統計学

※ 「受験願書(控)」 「写真」

より丁寧に記入し、消しゴム等でインクが消えるボールペンは使用しないでください。
正しいものを記入してください（訂正印不要、修正液・修正テープ使用不可）。

「申込日（受験願書受付期間内の日付に限る）」を記入。

— 必須
- - - 該当者
— 事務局使用欄

受験番号
第 _____ 号
[記入しないこと。]

事務局使用欄のため記入しないでください。

令和 6 年 2 月 日
回答式試験) を受験したいので申込みます。

19,500円分の収入印紙を重ならないように貼付。

〇〇〇
千代田区霞が関〇-〇-〇 〇〇アパート101号
-0000-0000
XXXXXXXXXX@XXXXXXXXX.XXXXX.XX
番号以外で緊急の場合等の連絡先(電話番号)を記入し、ない場合は「なし」を○で囲むこと。
その他・なし (TEL 000-0000-0000)

収入印紙貼付
19,500円分 (消印しないこと。)

10,000円	4,000円
5,000円	500円

・重ならないように貼ってください。
(消印しないこと。)

●「受験票」「合格証書」等の郵便物が確実に到着する住所(都道府県名省略可)を、40文字以内(ハイフン等も1文字)で記入。
●郵便番号は必ず記入。なお、マンション等にお住まいの方は建物名と部屋番号も必ず記入。
●「TEL」は確実に連絡が取れる電話番号を記入。受験願書の記載事項等について、急ぎの照会をする場合があります。

除の適用について
必ずチェックしてください。
受けることができません。
ついて免除の適用を受けます。
整理表に必ず記入すること

[旧第2次試験合格者は、「短答式試験の試験科目の免除の適用について」欄にはチェックしないこと。ただし、論文式試験の試験科目の免除の適用を受けるとは、「論文式試験の試験科目の免除の適用について」欄にチェックすること。]

●本人の連絡先以外の緊急連絡先を必ず記入。
●「住所」欄の「TEL」以外に緊急連絡先がない場合には、「なし」を○で囲む。

報については、公認会計士となるための手続における本人確認のために日本公認会計士協会及び内閣総理大臣の認定する実務補習

ること。]	②生年月日				③性別	④職業	⑤学歴	⑥論文式試験選択科目								
	年号	年	月	日				経営学	経済学	民法	統計学					
	4	0	9	0	3	2	6	1	0	4	0	5	1			

右面も必ず記入すること

免除通知書番号等

⑪旧第2次試験合格証書番号(会計士補等)	⑫短答式試験合格通知書番号(令和4年試験以降合格分)	⑬論文式試験一部科目免除資格通知書番号その1(令和4年試験分)	⑮その他の免除通知書番号
		⑭論文式試験一部科目免除資格通知書番号その2(令和5年試験分)	

⑪～⑮に該当する場合は、公認会計士・監査審査会が発行する免除通知書等のコピーの添付が必要です。

票」「受験票」についても必要事項をみれなく記入(「受験票」の裏面も記入してください)。

記載例2

(会計専門職大学院修了者
(見込者向け))

- 記入にあたっては、黒のボールペンまたは黒の万年筆で楷書に
- 記載内容を訂正する場合は、訂正する部分を二重線で抹消し、

受験する試験地を管轄する財務局等
(受験局)名を記入。
試験地を記入しないこと。

試験地 財務局等名(受験局)
東京都 「関東」財務局
大阪府 「近畿」財務局
北海道 「北海道」財務局
宮城県 「東北」財務局
愛知県 「東海」財務局
石川県 「北陸」財務局
広島県 「中国」財務局
香川県 「四国」財務局
熊本県 「九州」財務局
福岡県 「福岡」財務支局
沖縄県 「沖縄」総合事務局

- 「氏名」及び「生年月日」は、正確に(外国籍の方は在留カードどおり)誰でも分かるような字で丁寧に記入。
- 受験願書に記載した氏名と添付書類(免除通知書のコピー等)の氏名が異なる場合は、戸籍抄本(写しでも可)を添付。

に✓を記入。

事務局使用欄のため記入しないでください。

「⑦免除を受ける科目」及び「⑧免除要件」について、右の記載例のとおり記入。

【願書の添付書類】

- 修了者は、「公認会計士試験免除通知書」のコピーを添付。
- 修了見込者は、「条件付免除通知書」の原本を添付。
- 免除資格を取得している試験科目のうち、今回の試験で免除を受けずに「受験する科目」があるときは、免除通知書のコピーまたは条件付免除通知書の「免除を受けられる試験科目」のうち、「受験する科目(免除を受けない科目)」を必ず二重線で抹消。

「申込日」現在の年齢を記入。

令和6年 公認会計士試験受験願書 (第Ⅱ回短答式試験用 / 短答式試験免除者等用)

①受験局 関東 財務局 財務支局 総合事務局 [受験する財務局等名を記載すること。]		公認会計士・監査審査会会長 殿 令和6年 公認会計士試験(第Ⅱ	
ふりがな 氏名 かい けい じ ろ う 会計 二郎 (大きな字で丁寧に記入すること)	生年月日 明 治 大 正 昭 和 平 成 9年 3月 26日 (年齢 26才)	〒 〇〇〇 - 〇 東京都 TEL 〇〇... MAIL ×××...	住所 緊急連絡先 [上記の住所欄の電話番号(勤務先・帰省先)]
ふりがな 旧 姓 (改姓年月 年 月)	性別 男 ・ 女	[旧姓欄は、受験願書に記載した氏名と添付書類の氏名が異なる場合のみ記入すること。]	

短答式試験の試験科目の免除の適用について ※免除の適用を受けようとする場合は、いずれかを必ずチェックしてください。 チェックがなければ、免除の適用を受けることができません。	論文式試験の試験科目の免除の適用について ※免除の適用を受けようとする場合は、チェックがなければ、免除の適用を受けることができません。
<input checked="" type="checkbox"/> 短答式試験の一部科目について免除の適用を受けます。 <input type="checkbox"/> 短答式試験の全部免除の適用を受けます。 [免除項目等の必要事項を受験整理表に必ず記入すること]	<input type="checkbox"/> 論文式試験の一部科目に [免除項目等の必要事項を受験整理表に必ず記入すること]

(注1) 本願書は、令和6年第Ⅱ回短答式試験に出願するためのものです。
(注2) 受験願書等に記載等された個人情報は、公認会計士試験の実施及び統計目的以外に使用しませんが、合格者の個人情報団体等へ提供するほか、当局による意識調査のためのアンケートに使用することがあります。

受験整理表 (受験案内 P.32 ~ P.39 の記載例を参照して記入すること。)

年	受験局	受験番号	氏名(カタカナ)			
06	2		カ	イ	ケ	イ
			シ	ロ	ウ	

⑦免除の適用を受ける科目	短答式試験 免除科目				論文式試験 免除科目				選択科目			
	財務会計論	管理会計論	監査論	企業法	会計学	監査論	企業法	租税法	経営学	経済学	民法	統計学
	1	1	1									
⑧免除要件	08	08	08									

※ 「受験願書(控)」 「写真

より丁寧に記入し、消しゴム等でインクが消えるボールペンは使用しないでください。
正しいものを記入してください（訂正印不要、修正液・修正テープ使用不可）。

「申込日（受験願書受付期間内の日付に限る）」を記入。

- 必須
- - - 該当者
- 事務局使用欄

令和6年2月 日

回答式試験）を受験したいので申込みます。

〇〇〇
千代田区霞が関〇-〇-〇 〇〇アパート101号

-0000-0000

XXXXXXXXXX@XXXXXXXXX.XXXXXX.XX

番号以外で緊急の場合等の連絡先（電話番号）を記入し、ない場合は「なし」を○で囲むこと。

その他・なし (TEL 000 - 0000 - 0000)

除の適用について
必ずチェックしてください。
受けることができません。
ついて免除の適用を受けます。
整理表に必ず記入すること

〔旧第2次試験合格者は、「
回答式試験の試験科目の
免除の適用について」欄
にはチェックしないこと。
ただし、論文式試験の試
験科目の免除の適用を受け
る場合は、「論文式試験の試
験科目の免除の適用につい
て」欄にチェックすること。〕

・重ならないように貼ってください。
(消印しないこと。)

受験番号

第 号

(記入しないこと。)

収入印紙貼付
19,500円分 (消印しないこと。)

10,000円 4,000円

5,000円 500円

事務局使用欄のため
記入しないでくださ
い。

19,500円分の収入印紙を重な
らないように貼付。

- 「受験票」「合格証書」等
の郵便物が確実に到着する住
所（都道府県名省略可）を、
40文字以内（ハイフン等も1
文字）で記入。
- 郵便番号は必ず記入。な
お、マンション等にお住まい
の方は建物名と部屋番号も必
ず記入。
- 「TEL」は確実に連絡が
取れる電話番号を記入。受験
願書の記載事項等について、
急ぎの照会をする場合があり
ます。

- 本人の連絡先以外の緊急連
絡先を必ず記入。
- 「住所」欄の「TEL」以
外に緊急連絡先がない場合
には、「なし」を○で囲む。

報については、公認会計士となるための手続における本人確認のために日本公認会計士協会及び内閣総理大臣の認定する実務補習

ること。)	②生年月日				③性 別	④職 業	⑤学 歴	⑥論文式試験選択科目								
	年 号	年	月	日				経営学	経済学	民法	統計学					
	4	0	9	0	3	2	6	1	0	8	0	2	1			

右面も必ず記入すること

受験整理表は、受験願書の
裏面または受験案内（P.30～
P.31）に記載されている「コード
番号表」を見ながら記載。

免除通知書番号等

⑪旧第2次試験合格証書 番号(会計士補等)	⑫短答式試験合格通知書番号 (令和4年試験以降合格分)	⑬論文式試験一部科目免除 資格通知書番号その1 (令和4年試験分)	⑭論文式試験一部科目免除 資格通知書番号その2 (令和5年試験分)	⑮その他の免除通知書番号
				* * * * *

通知書の右上に記載されてい
る6ケタの番号を、右詰めで
記入。

⑪～⑮に該当する場合は、公認会計士・監査
審査会が発行する免除通知書等のコピーの添
付が必要です。

票」「受験票」についても必要事項をみれなく記入（「受験票」の裏面も記入してください）。

より丁寧に記入し、消しゴム等でインクが消えるボールペンは使用しないでください。
正しいものを記入してください（訂正印不要、修正液・修正テープ使用不可）。

「申込日（受験願書受付期間内の日付に限る）」を記入。

—— 必須
- - - 該当者
—— 事務局使用欄

受験番号

第 号

〔記入しないこと。〕

事務局使用欄のため記入しないでください。

令和6年2月 日

II回短答式試験）を受験したいので申込みます。

〇〇〇

千代田区霞が関〇-〇-〇〇〇アパート101号

-0000-0000

XXXXXXXXXX@XXXXXXXX, XXXX, XX

番号以外で緊急の場合等の連絡先（電話番号）を記入し、ない場合は「なし」を○で囲むこと。]

その他・なし） (TEL 000 - 0000 - 0000)

19,500円分の収入印紙を重ならないように貼付。

収入印紙貼付

19,500円分 (消印しないこと。)

10,000円 4,000円

5,000円 500円

・重ならないように貼ってください。
(消印しないこと。)

●「受験票」「合格証書」等の郵便物が確実に到着する住所（都道府県名省略可）を、40文字以内（ハイフン等も1文字）で記入。
●郵便番号は必ず記入。なお、マンション等にお住まいの方は建物名と部屋番号も必ず記入。
●「TEL」は確実に連絡が取れる電話番号を記入。受験願書の記載事項等について、急ぎの照会をする場合があります。

除の適用について
必ずチェックしてください。
受けることができません。
ついて免除の適用を受けます。
整理表に必ず記入すること

〔旧第2次試験合格者は、「短答式試験の試験科目の免除の適用について」欄にはチェックしないこと。ただし、論文式試験の試験科目の免除の適用を受ける場合は、「論文式試験の試験科目の免除の適用について」欄にチェックすること。〕

●本人の連絡先以外の緊急連絡先を必ず記入。
●「住所」欄の「TEL」以外に緊急連絡先がない場合には、「なし」を○で囲む。

報については、公認会計士となるための手続における本人確認のために日本公認会計士協会及び内閣総理大臣の認定する実務補習

ること。)	②生年月日				③性別	④職業	⑤学歴	⑥論文式試験選択科目								
	年号	年	月	日				経営学	経済学	民法	統計学					
	4	0	9	0	3	2	6	1	0	4	0	5		1		

右面も必ず記入すること

受験整理表は、受験願書の裏面または受験案内（P.30～P.31）に記載されている「コード番号表」を見ながら記載。

免除通知書番号等

⑪旧第2次試験合格証書番号(会計士補等)	⑫短答式試験合格通知書番号(令和4年試験以降合格分)	⑬論文式試験一部科目免除資格通知書番号その1(令和4年試験分)	⑭論文式試験一部科目免除資格通知書番号その2(令和5年試験分)	⑮その他の免除通知書番号
	* * * * *	* * * * *	* * * * *	

⑪～⑮に該当する場合は、公認会計士・監査審査会が発行する免除通知書等のコピーの添付が必要です。

通知書の右上に記載されている6ケタ又は7ケタの番号を、右詰めで記入。

免除を受ける及び「⑩免除記載例を参考

票」「受験票」についても必要事項をもれなく記入（「受験票」の裏面も記入してください）。

記載例4

(旧第2次試験合格者向け)

- 記入にあたっては、黒のボールペンまたは黒の万年筆で楷書に
- 記載内容を訂正する場合は、訂正する部分を二重線で抹消し、

受験する試験地を管轄する財務局等（受験局）名を記入。

試験地を記入しないこと。

試験地	財務局等名（受験局）
東京都	「関東」財務局
大阪府	「近畿」財務局
北海道	「北海道」財務局
宮城県	「東北」財務局
愛知県	「東海」財務局
石川県	「北陸」財務局
広島県	「中国」財務局
香川県	「四国」財務局
熊本県	「九州」財務局
福岡県	「福岡」財務支局
沖縄県	「沖縄」総合事務局

「申込日」現在の年齢を記入。

令和6年 公認会計士試験受験願書 (第Ⅱ回短答式試験用 / 短答式試験免除者等用)

①受験局 関東 財務局 財務支局 総合事務局	公認会計士・監査審査会会長 殿 令和6年 公認会計士試験(第Ⅱ回短答式試験用)
--	--

〔受験する財務局等名を記載すること。〕

ふりがな かい けい じ ろう	生年月日 61年 12月 2日	〒 000-0000 東京都
氏名 会計 二郎 (大きな字で丁寧に記入すること)	明治 大正 昭和 平成 (年齢37才)	TEL 00-0000-0000 MAIL xxx-xxxx-xxxx
ふりがな	性別 男・女	緊急連絡先 〔上記の住所欄の電話番号を省略〕
旧姓 (改姓年月 年 月)		

〔旧姓欄は、受験願書に記載した氏名と添付書類の氏名が異なる場合のみ記入すること。〕

●「氏名」及び「生年月日」は、正確に(外国籍の方は在留カードどおり)誰でも分かるような字で丁寧に記入。

● 受験願書に記載した氏名と添付書類(免除通知書のコピー等)の氏名が異なる場合は、戸籍抄本(写しでも可)を添付。

短答式試験の試験科目の免除の適用について
※免除の適用を受けようとする場合は、いずれかを必ずチェックしてください。
チェックがなければ、免除の適用を受けることができません。

短答式試験の一部科目について免除の適用を受けます。

短答式試験の全部免除の適用を受けます。
〔免除項目等の必要事項を受験整理表に必ず記入すること〕

論文式試験の試験科目の免除の適用について
※免除の適用を受けようとする場合は、チェックがなければ、免除の適用を受けることができません。

論文式試験の一部科目について免除の適用を受けます。
〔免除項目等の必要事項を受験整理表に必ず記入すること〕

短答式試験については、合格したものとみなされるため、記入しないでください。

(注1) 本願書は、令和6年第Ⅱ回短答式試験に出願するためのものです。

(注2) 受験願書等に記載等された個人情報、公認会計士試験の実施及び統計目的以外に使用しません。合格者の個人情報団体等へ提供するほか、当局による意識調査のためのアンケートに使用することがあります。

事務局使用欄のため記入しないでください。

受験整理表 (受験案内P.32～P.39の記載例を参照して記入すること。)

年	受験局	受験番号	氏名(カタカナ)
06	2		カイケイ シロウ

〔記入しないこと。〕

【願書の添付書類】

●旧第2次試験の「合格証書」のコピーを添付。

●その他の免除を受ける場合には、公認会計士・監査審査会が発行する免除通知書等のコピーを添付。

●免除資格を取得している試験科目のうち、今回の試験で免除を受けずに「受験する科目」があるときは、添付する免除通知書等のコピーに記載された「免除を受けられる科目」のうち、今回「受験する科目(免除を受けない科目)」を必ず二重線で抹消。

短答式試験 免除科目				論文式試験 免除科目				選択科目					
⑦免除の適用を受ける科目	財務会計論	管理会計論	監査論	企業法	⑧免除の適用を受ける科目	会計学	監査論	企業法	租税法	経営学	経済学	民法	統計学
	1	1	1	1		1	1	1	1		1		
⑧免除要件	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0

「⑦免除を受ける科目」及び「⑧免除要件」の全ての項目について、上の記載例を参考に記入。

※「受験願書(控)」 「写真」

受験願書提出用宛名ラベル (書面出願用)

受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等の宛名ラベルを切り取り、剥がれないように裏面全体を糊付けし、受験願書提出用封筒の所定の欄に貼付してください。

<p>【試験地：東京都】</p> <p>〒 102 - 0093 東京都千代田区平河町 2-4-5 平河町 K ビル 4 階 公認会計士試験関東事務局 御中 <受験願書在中></p>	<p>【試験地：大阪府】</p> <p>〒 540 - 8550 大阪市中央区大手前 4 - 1 - 76 近畿財務局理財第 1 課 御中 <受験願書在中></p>
<p>【試験地：北海道】</p> <p>〒 060 - 8579 札幌市北区北 8 条西 2 北海道財務局理財課 御中 <受験願書在中></p>	<p>【試験地：宮城県】</p> <p>〒 980 - 8436 仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1 東北財務局理財課 御中 <受験願書在中></p>
<p>【試験地：愛知県】</p> <p>〒 460 - 8521 名古屋市中区三の丸 3 - 3 - 1 東海財務局理財課 御中 <受験願書在中></p>	<p>【試験地：石川県】</p> <p>〒 921 - 8508 金沢市新神田 4 - 3 - 10 北陸財務局理財課 御中 <受験願書在中></p>
<p>【試験地：広島県】</p> <p>〒 730 - 8520 広島市中区上八丁堀 6 - 30 中国財務局理財課 御中 <受験願書在中></p>	<p>【試験地：香川県】</p> <p>〒 760 - 8550 高松市サンポート 3 - 33 四国財務局理財課 御中 <受験願書在中></p>
<p>【試験地：熊本県】</p> <p>〒 860 - 8585 熊本市西区春日 2 - 10 - 1 九州財務局理財課 御中 <受験願書在中></p>	<p>【試験地：福岡県】</p> <p>〒 812 - 0013 福岡市博多区博多駅東 2 - 11 - 1 福岡財務支局理財課 御中 <受験願書在中></p>
<p>【試験地：沖縄県】</p> <p>〒 900 - 8530 那覇市おもろまち 2 - 1 - 1 沖縄総合事務局財務部理財課 御中 <受験願書在中></p>	<p>※ 受験願書提出用封筒の差出人記入欄は全て記入し、記載されている郵送前及び郵送時の注意事項を全て確認してください。提出された受験願書に不備がある場合は受理できませんので十分ご注意ください。</p>

住所等変更届出書提出用宛名ラベル

(インターネット・書面出願共通)

【試験地：東京都】	【試験地：大阪府】
〒102 - 0093 東京都千代田区平河町 2-4-5 平河町 K ビル 4 階 公認会計士試験関東事務局 御中 <住所等変更届出書在中>	〒540 - 8550 大阪府中央区大手前 4 - 1 - 76 近畿財務局理財第 1 課 御中 <住所等変更届出書在中>
【試験地：北海道】	【試験地：宮城県】
〒060 - 8579 札幌市北区北 8 条西 2 北海道財務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>	〒980 - 8436 仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1 東北財務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>
【試験地：愛知県】	【試験地：石川県】
〒460 - 8521 名古屋市中区三の丸 3 - 3 - 1 東海財務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>	〒921 - 8508 金沢市新神田 4 - 3 - 10 北陸財務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>
【試験地：広島県】	【試験地：香川県】
〒730 - 8520 広島市中区上八丁堀 6 - 30 中国財務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>	〒760 - 8550 高松市サンポート 3 - 33 四国財務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>
【試験地：熊本県】	【試験地：福岡県】
〒860 - 8585 熊本市西区春日 2 - 10 - 1 九州財務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>	〒812 - 0013 福岡市博多区博多駅東 2 - 11 - 1 福岡財務支局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>
【試験地：沖縄県】	
〒900 - 8530 那覇市おもろまち 2 - 1 - 1 沖縄総合事務局財務部理財課 御中 <住所等変更届出書在中>	※ 住所等変更届出書については、P.3(2)をご確認 いただき、必要な書類をご提出ください。

免除申請用宛名ラベル (インターネット・書面出願共通)

<p>【書面により免除申請を行う場合】</p>	<p>【添付書類のみを郵送する場合】 ※インターネットにより免除申請を行った方 ※会計専門職大学院修了見込者が修得・修了証明書を 送付する場合</p>
<p>〒100 - 8905 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 1 中央合同庁舎7号館 公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課 試験担当係 御中</p> <p><公認会計士試験免除申請書在中></p>	<p>〒100 - 8905 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 1 中央合同庁舎7号館 公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課 試験担当係 御中</p> <p><公認会計士試験免除申請書添付書類在中></p>

証明書発行申請用宛名ラベル (インターネット・書面出願共通)

<p>【免除証明書の発行を申請する場合】 ・「公認会計士試験免除通知書」を紛失した方 ⇒免除証明書発行申請書</p>	<p>【試験合格証明書等】 ・短答式試験の合格通知書を紛失した方 ・論文式試験一部科目免除を受けた方で、論文式試験一部科目免除資格通知書を紛失した方 ・平成17年試験以前の旧第2次試験に合格した方で合格証書を紛失した方⇒証明書発行申請書</p>
<p>〒100 - 8905 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 1 中央合同庁舎7号館 公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課 試験担当係 御中</p> <p><免除証明書発行申請書在中></p>	<p>〒100 - 8905 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 1 中央合同庁舎7号館 公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課 試験担当係 御中</p> <p><証明書発行申請書在中></p>



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board